

第9期香美市高齢者福祉計画等策定委員会

1 開催日時 令和5年12月15日（金）18:30～

2 開催場所 香美市役所3階会議室

3 協議事項 (1) 第9期計画の素案について
(2) その他

4 議事録

課長	開会挨拶 配付資料の確認
会長	開会に際する挨拶
事務局	(1) 第9期計画の素案について 資料に基づき説明
会長	一旦ここで皆様のご意見ご質問を受けたいと思います。中々内容が非常にボリュームある膨大な内容であります、なんでもご質問ご意見ございませんでしょうか。 特に76ページからの施策の推進で、具体的に推進する事業が明らかになってきたという面もあると思います。なんでも。かなり担当課も事業を有する視点、これまでも前期の計画からでも事業を実施しておりますが、それをなお強化してやっていくという具体案が出ております。もしあまりなければ次の項目へ移りましょうか。
尾木委員	ちょっと確認させてください。前回の冊子の方には、この重点施策の推進の中に今説明していただいたように重点施策というのを表記していただいていたと思います。説明されていたので分かったのですが、この中にはそれがまた入ってきますか。
事務局	この素案を作成した時点では決めかねているところもありましたので、前回と同じように重点施策という表記を下にさせていただくようになります。
尾木委員	分かりました。たくさん本当に事業があるので、メリハリつけて取り組んでいかないと中々大変かなと思いますので、重点施策という風に表現していただくと分かりやすいかなと思います。
会長	表記するという方向で。その他何でもございませんでしょうか。なければ、また次回2月最終の会を予定しておるようでございますので、それまで

	に順次読んでもらいたいです。 それでは、第 5 章介護保険料の設定に移ります。事務局説明をお願いします。
事務局	(1) 第 9 期計画の素案について 100 ページ第 5 章介護保険料の設定以降について資料に基づき説明
会長	なかなか難しい介護保険料の設定について説明がありました。端的に言いますと、前回 8 期との計算の仕方、考え方は変わっていない？
事務局	はい、変わりません。
会長	もう 1 点。102 ページの右に書いてある「※国の方針により、基準額に対する比率は変更となる可能性があります。」この中身をちょっと説明を。
事務局	多段階になるであろうことはだいたい決まっていますが、ここの基準の 9 段階からの方に合計所得金額の幅とか比率については年内に示されるということで、国の示されるのが年内という風になっておりますので、今市町村の方に情報として出ているあくまでも参考の比率をここは載せさせていただいております。
会長	10 段階、11 段階、12 段階、13 段階が新しいということですが、これも国が示した？
事務局	はい、13 段階まで。
会長	要は増やせと。高額所得者は高い率で払ってくださいと。
事務局	最終的には市町村が条例で決めることになっていますが、基準として定めてきております。
会長	国はこういう基準で来ていると。ただ市町村は、自分の判断でできる。香美市は国の基準に従ってやる方針であると。1 番難しいのは、基準額の計算ですが、そこを簡単に説明を。
事務局	本当に簡単に言いますと、給付費で必要なものを推計値で全部でいくらかというのを出してきました。その後でそのうちの 23%が保険料として負

	担しないといけない割合になってきます。ただしその 23%から、香美市としては調整交付金の率がありますので若干下がって 18%くらいになるのではないかと思いますけれども、3 年間でどれくらいの給付費がいるかということから被保険者数で割って、基準額を定めていくという流れになります。
会長	なかなか難しいですが、前回の保険料基準額算定は月額ですか。
事務局	月額で 5,750 円、年額で 69,000 円です。
会長	この基準額へ分率をかける。かけたらそれぞれの段階の保険料が出る。
事務局	はいそうです。ですので、5 段階の基準額についてはこの年額 69,000 円を維持したままで香美市はいきます。
山中委員	102 ページの表を見まして、端的に言って国の方向考えということでしょうが、国としては高額所得者からは高い保険料をいただくという方向考えは分かりますが、段階を非常に小さく区切りすぎているという印象ですね。結局そういう風にいったら事務が非常に煩雑になるということと、私の印象では 680 万というところの線がいかななものかと。結局高額といったら国民全体で所得が高い方がいっぱいいるわけですね、そこも含めての 2.4 倍ですか、というレベルが本当に今後保険料の会計から見てどうかなと。国民が負担しなければならない、まあ確かに所得の高い方からはいただくということは分かりますが、今回定める手法がちょっとまだ生ぬるいような気がしますという印象です。あなた方ではなく、国に言わないといけません。
公文委員	ちなみになんですけれども、香美市は国の基準を採用しようということですが、これを判断するにあたって近隣の市町村はどういう方向かということが分かれば教えていただけたら。
事務局	南国市、香南市につきましては、10 段階以上のものについてはこの所得区分で同じように 13 段階まで設定するという、比率についてはちょっと確認できてませんけれども、段階については 13 段階まで国基準で伸ばすというふうに確認しております。
公文委員	ありがとうございます。また比率も分かれば教えていただけたら。
会長	香南市、南国市も段階は 13 段階ということらしいですね。 その他何かありますか。次に基準額という数字が出てきたらもう少しわか

	りやすくなると思います。今回これで、方向性を決めるのは中々また次の段階で、いろんな政策的なものもあろうかと思いますので、またかまわない範囲で情報提供をお願いします。 以上で、第1号議案については以上でございます。次に予定しております第2号議案その他について何か事務局ありませんでしょうか。
事務局	1点。流れでお話させていただいた施策の基盤整備についてのグループホームについては今回は見送りということで、お構いないかお伺いしたいのですが。
会長	もう少し詳しく説明を。
事務局	90ページでサービス基盤整備として、事務局としては小規模多機能型居宅介護事業所の整備1事業所整備のみを今回は挙げさせていただいて、8期に整備を計画して結局整備できていない認知症対応型共同生活介護の整備については見送りを、まだニーズがちょっと難しいかなというところで見送りたいと考えておりますが、そちらでかまわないでしょうか。
尾木委員	1点だけ確認良いですか。待機もなくて空きもあるということではあったのですが、53ページの調査の中で施設の待機者のところに香美市の方でグループホームの待機が5名でここに数字はあらわれているのだけれども、実際ケアマネさんが思っている本人さんが希望しないとか金額が大きいのでちょっと難しいとか理由があってということで、ここは5名と書いているけれど実際現実はどうという理解でよろしいですか。
事務局	そうですね。各事業所さんとかのお話もお伺いしていると、実際に待機の方1名2名いらっしゃって入れるようになってお声掛けしたときに、もうちょっとおうちの方で頑張れますという方が多くて、すぐの入所に至らないという方が多いと伺っています。空きがあったら次すぐ入れるよとお声掛けして、すぐに入る方がいらっしゃらないと、4事業所ともそういう状況にあると。入所施設の方やはりちょっとコロナの影響で、入ったら家族さんと面会できなくなったりとか外へ行くのが難しくなるということで、少し利用控えがあるように私は感じておりますが、今のところ1事業所を整備してそのグループホームをいっぱいにできるようなニーズではないという風に判断しました。
尾木委員	分かりました。多分今期というより次の期で次はダウンサイジングのことも考えていかないといけないかなと思うので、あまり施設を作っても経営が

	立ち行かなくなるかなと思うので、現実に合わせていただけたらというところはあります。
会長	よろしいでしょうか。それではこの1号議案については終了してよろしいでしょうか。それでは2号議案その他について事務局お願いします。
事務局	資料1「高齢者の負担能力に応じた負担の見直しについて」説明。
会長	非常にホットな情報ありがとうございました。
尾木委員	理解が追い付いていなくて申し訳ないですが、この負担割合が変わることはどの割合で変わるかは審議中ということで、これが保険料にどう反映するかというあたりは市の収入が負担料がちょっとでも上がったら増えるという、介護保険の報酬がまだ定かではないからそれも増える可能性もあって、それは保険料算定の時にはまだ読めていないですか。
事務局	読めていません。保険料は多分12月には出てしまうので、この給付負担のことは切り離して算定するようにはなると思います。それはそれとして、介護報酬とかで収入が増える場合にはひょっとしたら見直ししないということに可能性もあるとは思いますが、動向としては幅が増やすのかなという風に読めるところはありますけれども、それがいつからどのようにというのがちょっとまだ読めないということになっています。
会長	少し介護報酬改定の中身、処遇改善加算の3つの加算と一緒に添う、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算、ということを言うてますが、その中身は1つも下りてきていないというのが実態。私の事業所も来年度当初予算に向けて困っている、情報が少なすぎて。またぜひ情報が入れば教えて下さい。非常にホットなニュースをありがとうございました。
安岡委員	所得というのは、年金収入も対象になりますよね。年金の受け取りを遅らせた方というのは年収が増えますよね、手取りとか。そういう方も容赦なくということですか。
事務局	そうですね、そこはもうそうなりますね。
会長	ちょっとでも負担はあってほしくないですけど、中々算定するに何を算定しているのか年金の額とは違うということですけど、控除とかあるみたいですので。ただ自分達としては、住民の負担が上がるということはこれはみんな

	なが苦慮していると思いますので、それはうちだけが言ってもいけませんので、県や国に物を申していかないといけない。
中山課長	配布チラシ「介護に関する入門的研修」について説明。
会長	はい、ありがとうございました。それでは本日予定していました議案は全て終了いたしました。次回の事とかについてお願いします。
事務局	1月に今日の素案を公開させていただいてパブリックコメントを募集します。今日出させていただいた素案と介護保険料が次回2月には出ておりますので、もしパブリックコメントが出た場合にはそちらの対応をさせていただいたものを次回2月16日の計画の際に出させていただいて、それが最終案となりますので、宜しくお願い致します。
会長	次回は2月16日ということでよろしくをお願いします。それでは事務局にお返しします。
中山課長	以上をもちまして、本日の議題は全て終了致しました。会長速やかに進行していただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和5年度第3回香美市第9期高齢者福祉計画等策定委員会を閉会いたします。次回は2月16日金曜日18時30分から開催いたします。資料を1週間前までに送付しますのでよろしくお願いします。 皆様お気をつけてお帰り下さいませ。本日はありがとうございました。